

令和7年4月1日時点で工事中の 「宅地造成及び特定盛土等」は、**届出**が必要です。

旧宅地造成等規制法（以下「旧宅造法」という。）が、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に改正されました。

横須賀市では、令和7年4月1日（予定）に規制区域を指定するとともに盛土規制法の規制を開始し、盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止に取り組みます。（規制区域については、

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4830/kaihatu/documents/2024_0920_kouhoikuiki.pdf を参照してください。）

宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成及び特定盛土等に関する工事の工事主は、下記届出対象となる規模を実施している場合、令和7年4月1日以降に都市部 宅地審査防災課へ**届出書**の提出が必要となります。

なお、旧法において許可及び都市計画法による開発許可を得ている場合は、届出書の提出は**不要**となります。

届出対象となる規模「土地の形質の変更」				
① 盛土で高さが 1m超 の崖を 生ずるもの	② 切土で高さが 2m超 の崖を 生ずるもの	③ 盛土と切土を 同時に行い、 高さが 2m超 の 崖を生ずるもの (①、②を除く)	④ 盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く)	⑤ 盛土・切土をする 土地の面積が 500㎡超 となるもの (①～④を除く)

※盛土規制法では、図の⑤の面積には、高さ30cm以下の盛土・切土又は土石の堆積を行う面積は含みません。

項目	概要
1. 届出書	・宅地造成及び特定盛土等に関する工事の届出書（様式第15号）
2. 位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物
3. 地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線、等高線（2m）
4. 土地利用平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設 ・排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 ※植栽、芝張り等の措置を行う必要が無い場合は、その旨を記載
5. 写真	土地及びその付近の状況を明らかにする写真

※届出された内容は、インターネット等で公表します。